

令和6年度

宮津与謝環境組合

定期監査結果報告書

宮津与謝環境組合監査委員

# 令和6年度定期監査結果報告書

## 1 監査の概要

(1) 監査の種類 定期監査

(2) 監査実施日 令和6年7月16日(火)

(3) 監査の方法等

令和6年4月1日から令和6年6月30日までに執行された業務の概況について説明を求めたほか、予算の執行、契約事務並びに財産管理について関係書類の提出を求め、書面による審査及び現地調査を行うとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなどの方法により行った。

(4) 監査における重点事項

- ・ 予算の執行は適正に行われているか。
- ・ 契約事務は適正に行われているか。
- ・ 財産管理は適正に行われているか。

## 2 監査の結果

(1) 予算の執行については、例月出納検査における調書、資料等も参考にして監査を実施した結果、地方自治法、財務規則など関係法令等に準拠し、適正に行われていると認められた。

(2) 財産の管理状況について関係台帳等を審査した結果、令和6年4月1日から令和6年6月30日に取得された備品は、適正に台帳登録されており使用状況についても把握できていた。

(3) 契約事務については、令和6年度第1四半期に執行された契約及び長期契約を対象に監査を実施した。契約内容は委託業務で、適正に処理されているものと認められた。また、組合職員人件費の負担金についても適正に処理されているものと認められた。

(4) 施設運営については、事務局職員からの報告と質疑応答により運営状況の確認を行った。

(5) 宮津与謝クリーンセンターは、令和2年7月に稼働し、令和3年2月と8月に公害防止基準値を超えるダイオキシン類が検出され、二度にわたり焼却炉を緊急停止する事象が発生した。

その後、原因究明と再発防止策を講じた上で、近隣住民に対し十分な情報提供を行い、令和5年第1回宮津与謝クリーンセンター運営管理状況に係る報告会を最後にこの一件に関する一定の説明が終了した。

しかしながら、地域住民の不信感や不安感は完全に払しょくできていないと推測されるため、運営委託事業者へ対する徹底した指導と、より一層のモニタリングの強化を図るとともに、近隣地域に対しては適切な情報提供と丁寧な説明を行い、信頼関係を築いていただきたい。

今後とも周辺環境への影響や施設運転継続に支障のないよう必要な対応を徹底し、効率的で安定的な運営に努め、環境衛生施設の基盤として1市2町の住民福祉の向上に寄与することを期待する。